

# 2021 年度 募 集 要 項

精神保健福祉学科(通信課程)  
〈一般養成課程・短期養成課程〉

学校法人 RWF グループ  
四国中央医療福祉総合学院

## 精神保健福祉士について

精神保健福祉士とは、1997年に誕生した精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。

21世紀はこころの時代と言われています。多様な価値観が錯綜する時代にあって、こころのあり様は私たちがもっとも関心を寄せる問題の一つとなっています。

特に、わが国では、たまたまこころの病を負ったことで、さまざまな障害を抱えた人々に対する社会復帰や社会参加支援の取り組みは、先進諸国の中で制度的に著しく立ち遅れた状況が長年続いていました。近年になり、関係法の改正などにより、ようやく精神障害者も私たちと同じ一市民として地域社会で暮らすための基盤整備が図られることとなりました。

精神保健福祉士は、精神科ソーシャルワーカー(PSW:Psychiatric Social Worker)という名称で1950年代より精神科医療機関を中心に医療チームの一員として導入された歴史のある専門職です。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標としています。

さらに、高ストレス社会といわれる現代にあって、広く国民の精神保健保持に資するために、医療、保健、そして福祉にまたがる領域で活躍する精神保健福祉士の役割はますます重要になってきています。

精神保健福祉士の資格取得には、国家試験に合格することが必要です。

本課程の修了者には、精神保健福祉士国家試験の受験資格が与えられます。

## 目次

### 〔募集概要〕

■ 取得資格	1
■ 募集定員・修業年限	1
■ 入学資格	1
■ 入学金等納入金	2
■ 出願受付期間・入学手続き期限	2
■ 選考方法・選考結果通知	2
■ 出願方法・出願書類	2
■ 入学手続き・学習開始	5
■ 学院出身者優遇制度	5
■ 教育訓練給付制度	5
■ 貸付制度	5

### 〔参考資料〕

■ 学習概要	6
■ 学習計画 <一般養成課程>	7
<短期養成課程>	8
■ 基礎科目	9
■ 相談援助業務の実務経験とは	10
<実務経験の対象となる指定施設の範囲>	11
■ スクーリング会場案内図等	裏表紙

### 〔出願書類様式〕

■ 入学願書記入例	15
■ 実務経験申告書・証明書(個票)記入例	16
■ 入学願書	17
■ 小論文用紙(両面)	18
■ 実務経験申告書	19
■ 実務経験証明書(個票)	20
■ 基礎科目履修証明書	21
■ 社会福祉士「相談援助実習」履修証明書	22
■ A.入学検定料振込証明書貼付台紙 等	23
■ C.入学願書受付通知 等	23
■ 振込依頼書	24

お問い合わせ

四国中央医療福祉総合学院

TEL 0896-24-1000 (平日 9:00~18:00)

MAIL info@rwf.ac.jp  
⇒メール作成画面へ



## 〔募集概要〕

### ■ 取得資格

精神保健福祉士国家試験受験資格

### ■ 募集定員・修業年限

学 科	募集定員	修業年限
精神保健福祉学科(通信課程)〈一般養成課程〉	50名	1年8ヶ月(4月～翌年11月)
精神保健福祉学科(通信課程)〈短期養成課程〉	50名	9ヶ月(4月～12月)

※ 入学時期は4月のみです。

### ■ 入学資格

四国4県および岡山県に在住の方で、以下のいずれかに該当する方

<p>＜一般養成課程＞</p> <p><input type="checkbox"/> 4年制大学等卒業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>4年制大学・4年制専門学校を卒業または2021年3月に卒業見込みの方</li></ul> <p><input type="checkbox"/> 3年制短期大学等卒業＋実務経験1年</p> <ul style="list-style-type: none"><li>3年制短期大学・3年制専門学校(夜間・通信を除く)を卒業し、指定施設(P11～14)において1年以上(2021年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がある方</li></ul> <p><input type="checkbox"/> 2年制短期大学等卒業＋実務経験2年</p> <ul style="list-style-type: none"><li>2年制短期大学・2年制専門学校を卒業し、指定施設(P11～14)において2年以上(2021年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がある方</li></ul> <p><input type="checkbox"/> 実務経験4年</p> <ul style="list-style-type: none"><li>指定施設(P11～14)において4年以上(2021年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がある方</li></ul>
<p>＜短期養成課程＞</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉士</p> <ul style="list-style-type: none"><li>社会福祉士である方または社会福祉士登録見込みの方</li></ul> <p><input type="checkbox"/> 4年制福祉系大学等卒業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>4年制福祉系大学・4年制福祉系専門学校において指定科目または基礎科目(P9)を修めて卒業または2021年3月に卒業見込みの方</li></ul> <p><input type="checkbox"/> 3年制福祉系短大等卒業＋実務経験1年</p> <ul style="list-style-type: none"><li>3年制福祉系短期大学・3年制福祉系専門学校(夜間・通信を除く)において指定科目または基礎科目(P9)を修めて卒業し、指定施設(P11～14)において1年以上(2021年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がある方</li></ul> <p><input type="checkbox"/> 2年制福祉系短大等卒業＋実務経験2年</p> <ul style="list-style-type: none"><li>2年制福祉系短期大学・2年制福祉系専門学校において指定科目または基礎科目(P9)を修めて卒業し、指定施設(P11～14)において2年以上(2021年3月31日時点)相談援助業務の実務経験がある方</li></ul>

○ 指定施設(P11～14)において1年以上(2021年3月31日時点)精神障害者に対する相談援助業務の実務経験がない方は、入学後、精神保健福祉援助実習の履修が必要です。

## ■ 入学金等納入金

学 科	入 学 金	通信・面接授業料	合 計
精神保健福祉学科(通信課程)〈一般養成課程〉	20,000 円	300,000 円	320,000 円
精神保健福祉学科(通信課程)〈短期養成課程〉	20,000 円	210,000 円	230,000 円

※ 出願者が本学の通学課程卒業生または通信課程修了生の場合、入学金を免除いたします。

※ テキストは各自でご購入いただきます(P5 参照)。

※ 実習が必要な方は、入学後別途、実習費(90,000 円)および学生保険費用(一般養成課程約 3,100 円、短期養成課程約 2,000 円)が必要です。

## ■ 出願受付期間・入学手続き期限

募集区分	受付期間	選考結果通知発送日	入学手続き期限
1 次	2020 年 9 月 1 日(火) ～2020 年 10 月 30 日(金)	各募集区分受付期間 最終日から 10 日以内	2020 年 12 月 4 日(金)
2 次	～2020 年 12 月 4 日(金)		2021 年 1 月 8 日(金)
3 次	～2021 年 1 月 15 日(金)		2021 年 2 月 19 日(金)
4 次	～2021 年 2 月 26 日(金)		2021 年 3 月 19 日(金)
5 次	～2021 年 3 月 22 日(月)		2021 年 3 月 31 日(水)

※ 定員に達した場合、それ以降の募集は行いません。

## ■ 選考方法・選考結果通知

### 1. 選考方法

小論文および出願書類により選考いたします。

※選考結果に関わらず出願書類および検定料の返還はいたしかねます。

### 2. 選考結果通知

可否結果は、各募集区分受付期間最終日より 10 日以内に送付いたします。

合格の方には、「入学手続き等のご案内」を同封いたします。また、実習免除や既修得科目読替を希望された方には、合格通知に併せて記載いたします。

## ■ 出願方法・出願書類

### 1. 出願方法

以下(1)～(6)の書類をそろえて、下記まで簡易書留にて送付またはご持参ください。

〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町 1684-10

四国中央医療福祉総合学院 事務局(本部棟)

窓口受付時間 平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～17:00 日曜祝日年末年始 閉門

(1) 入学願書 (P15、17)

(2) 小論文用紙 (P18)

課題「入学する動機と精神保健福祉士としての将来の課題を 800 字から 1,000 字以内で述べなさい」

[手書きの場合]所定の用紙に横書きで、黒のペンを使用し作成

[パソコンの場合]下記の原稿用紙設定で作成

罫線	スタイル	マス目付き原稿用紙
	文字数×行数	20×20
ページ	用紙サイズ	A4
	印刷の向き	縦
	文字列の方向	横書き
ヘッダー	受験学科・氏名・生年月日記入	

(3) 入学検定料 10,000 円(銀行振込) (P24)

<振込先> 愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737

コード番号 一般養成課程(精神保健福祉学科) : 6

短期養成課程(精神保健福祉学科) : 7

※ATMでお振込みの場合は、氏名の前に志望課程のコード番号をご入力ください。

(4) A. 入学検定料「振込証明書」(コピー可)貼付台紙 (P23)

B. 写真票(学生証用写真 縦 3cm×横 2.4cm 1枚貼付)

C. 入学願書受付通知(通知希望の方は、あて名記入・63 円切手貼付)

D. 入学手続完了通知(通知希望の方は、あて名記入・63 円切手貼付)

(5) 選考結果通知用封筒(長形 3 号封筒あて名記入・定形郵便 50g+速達料金の切手貼付)

(6) 各入学資格において必要な書類(P4 参照)

入学資格 書類	一般養成課程(1年8カ月)			短期養成課程(9カ月)		
	4年制大学等 卒業(見込)	短大等卒業 +実務経験	実務経験	社会福祉士	4年制福祉系 大学等卒業 (見込)	福祉系短大等 卒業+実務経験
卒業(見込) 証明書	◎	◎	—	—	◎	◎
実務経験申告書	△	◎	◎	△		◎
実務経験証明書	(実習免除を 希望する方)	◎	◎	(実習免除を希望する方)		◎
基礎科目履修 証明書	—	—	—	—	◎	◎
社会福祉士 「相談援助実習」 履修証明書	△ (一部実習免除 を希望する方)	—	—	△ (一部実習免除を希望する方)		—
社会福祉士登録 証のコピー	—	—	—	◎	—	—
成績証明書 およびシラバス	△ (既修得科目読替を希望する方)					
戸籍謄本等の証	△ (証明書と現在の姓名が異なる方)					

※ 各入学資格において◎の書類は必ずご提出ください。

## 2. 出願書類について

### (1) 卒業(見込)証明書

- 発行から3カ月以内のものをご提出ください。
- 卒業証明書と姓名が異なる場合、戸籍謄本等の証をご提出ください。
- 見込で出願される方は、卒業した時点で再度「卒業証明書」をご提出ください。

### (2) 実務経験(見込)申告書・証明書 (P16、19、20)

- 2021年3月31日時点において、相談援助業務の実務経験(P10～14)が1年以上ある方は、「実務経験申告書」および「実務経験証明書(個票)」の提出により、「精神保健福祉援助実習」およびスクーリング「精神保健福祉援助実習指導」が免除されます。
- 従業期間は、実務経験の対象となる施設(事業)等種類・職種での従業期間のみご記入ください。なお、証明が必要な従業期間は、入学資格によって異なります。
- 見込の方は、両方の様式をコピーのうえ「見込み」で出願し、必要な期間を満たした時点で、再度ご提出ください。
- 「実務経験申告書」は、1枚に複数の施設(事業)等種類・職種をご記入いただけます。同法人内での異動の場合も分けてご記入ください。
- 「実務経験証明書(個票)」は、1施設(事業)等種類・1職種ごとの証明が必要です。複数の施設種類・職種の証明を受ける場合は、様式をコピーしてご使用ください。

### (3) 基礎科目履修証明書 (P21)

- 基礎科目については、P9を参照してください。

### (4) 社会福祉士「相談援助実習」履修証明書 (P22)

- 社会福祉士の養成施設・大学等において「相談援助実習」を修得している方は、履修証明書の提出により、「精神保健福祉援助実習」の障害福祉サービス事業所等(120時間)における実習が60時間免除されます。ただし、この場合も医療機関における実習は行います。

### (5) 社会福祉士登録証のコピー

- 社会福祉士登録証と現在の姓名が異なる場合は、戸籍謄本等の証をご提出ください。
- 見込みで出願される方は、入学願書の入学資格要件欄に朱書きで「見込」とご記入ください。その場合、登録証が届き次第コピーをご提出ください。

### (6) 成績証明書およびシラバス

- 他の学校等において修得した科目について、本課程の総履修時間数の2分の1を超えない範囲で、当該教育内容相当と認められる場合、読替による履修に代えることができます。既修得科目読替を希望する方は、以下2つの書類をご提出ください。

#### ① 成績証明書等(単位習得証明書等)

出身大学等の学長(学部長等)の公印のある最終成績が記載された証明書をご提出ください。

#### ② シラバス(講義概要)

読替を希望する科目が記載されている当時のシラバスのコピーをご提出ください。シラバスに大学名等が記載されていない場合は、シラバスの表紙もご提出ください。また、インターネット上で公開されている場合は、シラバスであることが確認できるページと希望する科目のページを印刷してご提出ください。

## ■ 入学手続き・学習開始

### 1. 入学手続き

- 「入学手続き等のご案内」でお知らせする期限までに、入学金および通信・面接授業料を指定の金融機関にお振込みいただきます。
- テキストは各自でご購入いただきます。合格された方には、使用するテキスト一覧と本学での購入方法をご案内いたします。ご案内する書店で購入の場合、一般養成課程は約 50,600 円、短期養成課程は約 25,000 円です。必要科目のみの購入も可能です。
- 実習該当者の方には、入学後、確定した学生保険料とともに実習費(90,000 円)および納入期限をご案内いたします。
- 出願後入学を辞退される場合は、ご連絡をお願いいたします。入学手続き完了後でも 2021 年 3 月 31 日までのお申し出があれば、入学金以外の納入金については、返還いたします。ただし、2021 年 4 月 1 日以降は、対応いたしかねます。

### 2. 学習開始について

- 入学手続きを完了された方には、4 月の初旬に学習の手引きや学習課題集等、学習のご案内を送付いたします。確定した発送日(学習開始日)は、「入学手続き等のご案内」に記載いたします。
- テキストによる自宅学習を行い、学習計画(P7~8)に沿って 5 月下旬よりレポート提出が始まり、9 月に第 1 回スクーリングを開催いたします。
- 実習については、入学後別途ご案内いたします。

## ■ 学院出身者優遇制度

出願者が本学の通学課程卒業生または通信課程修了生の場合、入学金を免除いたします。

## ■ 教育訓練給付制度

### 1. 教育訓練給付制度について

- ハローワークインターネットサービス(下記 URL)「教育訓練給付制度」をご覧ください。本学までお問い合わせください。 [https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\\_education.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html)
- ご自身の受給資格につきましては、お近くのハローワークにお問い合わせください。

### 2. 本学指定講座

- 一般養成課程は「一般教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」の対象です。  
指定番号 : 380541910037
- 短期養成課程は「専門実践教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」の対象です。  
指定番号 : 880041620017

### 3. 支給申請手続きについて

- 一般養成課程は、課程修了後に行います。
- 短期養成課程は、受講開始前(原則として 1ヶ月前まで)にハローワークで行います。  
※ 学習開始日(教材等発送日)は、「入学手続き等のご案内」に記載いたします。

## ■ 貸付制度

- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」
- その他ローン ひめぎん教育ローン・ひめぎん学資ローン等
- オリコ学費サポートプラン「四国中央医療福祉総合学院 提携教育ローン」  
本学ホームページ 学院 Q&A「Q9 奨学金・学資ローンは使えますか？」をご参照ください。

## 〔参考資料〕

### ■ 学習概要

---

通信課程では、以下3つを履修します。

#### 1. レポート(テキスト学習)

テキストによる自宅学習を行い、学習計画に沿ってレポートを提出し添削指導を受けます。

すべての科目について合格点(100点満点で60点以上)を得ることで履修認定となります(免除科目がある方は除く)。

レポート用紙は、手書きの場合、本学の原稿用紙、パソコンの場合、指定の書式で作成します。

学習上の質問はメールまたは質問用紙で受け付けます。

#### 2. スクーリング(面接授業)

講義を通して直接指導を受けるものです。

全日程に出席することで履修認定となります(「精神保健援助実習指導」は実習該当者のみ)。

欠席した場合、翌年のスクーリング日程での再履修となり、修了年限での修了ができない場合もあります。また、再履修による受講には、再履修料がかかります。

#### 3. 精神保健福祉援助実習(実習免除者は除く)

入学時に相談援助の実務経験が1年未満の方(2021年3月31日時点で1年以上ない方)は、「精神保健福祉援助実習(以下「実習」)」の履修が必要です。医療や障害福祉サービス事業所等の現場で実習を行い、精神保健援助に関する専門知識や専門援助技術、関連知識を学びます。

実習は、本学が指定する施設において210時間以上実施します。医療機関にて90時間(12日間)、障害福祉サービス事業所等にて120時間(15日間)行います。

入学時に一部実習免除を認められた方は、医療機関にて90時間(12日間)、障害福祉サービス事業所等にて60時間(8日間)行います。

また、実習前には実習先へ訪問し、実習指導者と打ち合わせのうえ、事前準備が必要です。

実習期間中には、本学の教員が実習先を訪問し、指導や相談にあたります。

時期は、スクーリング「精神保健福祉援助実習指導」受講後、一般養成課程は入学翌年の1月～8月、短期養成課程は入学年の9月～11月となります。

実習場所や施設種別、時期等についての希望調査は、入学後行います。

ただし、受け入れ施設側の都合により、すべてが実習生の希望通りになるとは限りません。

また、実習は連続する期間で行います。医療機関と福祉施設は分けて行えますが、週1日～3日や1週間単位、土日のみ等の実施希望にはお応えできません。職場やご家族のご理解を得てからのご出願をおすすめいたします。



## ■ 学習計画

### <一般養成課程>

#### 1. カリキュラム

科目名	スクーリング (面接授業)	レポート		実習
		回数	提出時期	
人体の構造と機能及び疾病		1回	2022年2月	
心理学理論と心理的支援		1回	2022年9月	
社会理論と社会システム		1回	2022年6月	
現代社会と福祉		2回	2021年5月、7月	
地域福祉の理論と方法		2回	2021年5月、7月	
福祉行財政と福祉計画		1回	2022年2月	
社会保障		2回	2022年2月、4月	
低所得者に対する支援と生活保護制度		1回	2022年8月	
保健医療サービス		1回	2022年6月	
権利擁護と成年後見制度		1回	2022年9月	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		1回	2021年9月	
精神疾患とその治療	1日間	2回	2021年5月、7月	
精神保健の課題と支援	1日間	2回	2021年5月、7月	
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	半日	1回	2021年9月	
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	半日	1回	2021年11月	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	2日間	4回	2021年9月、11月 2022年2月、4月	
精神保健福祉に関する制度とサービス	1日間	2回	2022年4月、6月	
精神障害者の生活支援システム	半日	1回	2021年11月	
精神保健福祉援助演習(基礎)	半日	1回	2021年9月	
精神保健福祉援助演習(専門)	1日間	2回	2021年11月、 2022年4月	
精神保健福祉援助実習指導 (該当者のみ)	1日半	3回	2021年11月 2022年4月、8月	
精神保健福祉援助実習 (該当者のみ)				医療機関 90時間 (12日間)
				福祉施設 120時間 (15日間)

#### 2. スクーリング(面接授業)日程

スクーリング科目	第1回:2021年9月18日~20日(3日間) 第2回:2021年12月11日(1日間) 第3回:2022年8月11日~14日(4日間)
精神保健福祉援助実習指導 (該当者のみ)	実習前:2021年12月12日(1日間) 実習後:2022年8月15日(半日間)

※ 日程については変更する場合がありますのでご了承ください。

### 3. 精神保健福祉援助実習(一般養成課程・該当者のみ)

2022年1月～8月の期間中に医療機関にて90時間(12日間)、障害福祉サービス事業所等にて120時間(15日間)実施いたします。休日等は、実習先の施設の日程に合わせますので、実際にかかる日数は上記以上にかかります。

## <短期養成課程>

### 1. カリキュラム

科目名	スクーリング (面接授業)	レポート		実習
		回数	提出時期	
精神疾患とその治療	1日間	2回	5月、7月	
精神保健の課題と支援	1日間	2回	5月、7月	
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	半日	1回	9月	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	2日間	4回	5月、7月、 9月、11月	
精神保健福祉に関する制度とサービス	1日間	2回	9月、11月	
精神障害者の生活支援システム	半日	1回	9月	
精神保健福祉援助演習(専門)	1日間	2回	5月、7月	
精神保健福祉援助実習指導 (該当者のみ)	1日半	3回	7月、9月、11月	
精神保健福祉援助実習 (該当者のみ)				医療機関 90時間 (12日間)
				福祉施設 120時間 (15日間)

### 2. スクーリング(面接授業)日程

スクーリング科目	第1回:2021年7月17日～19日(3日間) 第2回:2021年8月13日～16日(4日間)
精神保健福祉援助実習指導 (実習該当者のみ)	実習前:2021年8月17日(1日間) 実習後:2021年12月12日(半日間)

※ 日程については変更する場合がありますのでご了承ください。

### 3. 精神保健福祉援助実習(該当者のみ)

2021年9月～11月の期間中に医療機関にて90時間(12日間)、障害福祉サービス事業所等にて120時間(15日間)実施いたします。休日等は、実習先の施設の日程に合わせますので、実際にかかる日数は上記以上にかかります。

## ■ 基礎科目

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号)に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目は、以下のとおりです。

1. 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
2. 現代社会と福祉
3. 地域福祉の理論と方法
4. 社会保障
5. 低所得者に対する支援と生活保護制度
6. 福祉行財政と福祉計画
7. 保健医療サービス
8. 権利擁護と成年後見制度
9. 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
10. 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)
11. 精神保健福祉援助演習(基礎)

※平成23年度以前に修めた基礎科目(すべての科目を修めた場合に限る)についても、上記基礎科目とみなすことができるので、下記の基礎科目読替の範囲に照らし合わせてください。なお、この場合も、基礎科目履修証明書をご提出ください。

### <基礎科目の読替の範囲>

精神保健福祉士法第7条第2号、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号等に規定されています。大学等に証明書の発行を受ける際は、下記の「読替の範囲」も合わせてご提出ください。

基礎科目名	読替の範囲
人体の構造と機能及び疾病	医学一般、医学概論、医学知識
心理学理論と心理的支援	①心理学 ②臨床心理学及び発達心理学の2科目
社会理論と社会システム	①社会学 ②家族社会学及び地域社会学の2科目
現代社会と福祉	社会福祉、福祉政策、社会福祉政策
地域福祉の理論と方法	①地域福祉 ②地域福祉及びコミュニティーワーク又はコミュニティーソーシャルワークのうちのいずれかの2科目
社会保障	社会保障制度、社会保障サービス
低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助、生活保護、生活保護制度
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政、社会福祉行財政、社会福祉行政のうちのいずれか及び福祉計画の2科目
保健医療サービス	①保健医療、保健医療制度、医療制度 ②医療福祉
権利擁護と成年後見制度	①権利擁護と成年後見 ②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちのいずれかの2科目
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉、障害者福祉制度、障害者福祉サービス、障害福祉制度、障害福祉サービス、障害児・者福祉、障害児・者福祉制度、障害児・者福祉サービス、精神保健福祉論
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク
精神保健福祉援助演習(基礎)	相談援助技術演習、社会福祉援助技術演習、社会福祉演習、ソーシャルワーク演習、精神保健福祉援助演習、精神保健福祉援助技術演習、精神保健福祉演習

## ■ 相談援助業務の実務経験とは

精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験の範囲(第 22 回試験の相談援助業務の範囲)は、下記および次項の表のとおりとなっています【精神保健福祉士法施行規則(平成 10 年厚生省令第 11 号)第 2 条】。

ご自身の業務内容が実務経験として認められるかどうかは、証明をうける病院および施設等にてご確認ください。

### <対象となる業務内容について>

#### 精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている方

1. 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間のおおむね 5 割以上従事することが要件となります。

##### (1) 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

##### (2) 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

##### (3) 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

##### (4) 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めするなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

##### (5) 援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ケースカンファレンス等の会議への出席
- ケース記録等の関係書類の整理
- 職員間の申し送り、連絡、調整
- 関係機関との連絡、調整

2. 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

3. 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

### <従業期間の計算方法>

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、実務経験の対象となる指定施設または事業所と雇用関係を有し、常勤(労働時間が常勤者のおおむね 4 分の 3 以上である方も含む)で従事した期間を通算して計算するものとする。

## <実務経験の対象となる指定施設の範囲>

いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限りです。

### ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	A0001
	医療ソーシャルワーカー	A0002
	看護師	A0003
	臨床心理技術者	A0004
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	A0005
	社会福祉士	A0006
	精神科ソーシャルワーカー	A0007
	心理判定員	A0008
	保健師	A0009
	看護師	A0010
	臨床心理技術者	A0011

### ○ 児童福祉法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号	
障害児通所支援事業を行なう施設 (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	A0012
	放課後等デイサービス	相談援助業務に従事する職員	A0013
	居宅訪問型児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	A0014
	保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員	A0015
乳児院	児童指導員	A0016	
	保育士	A0017	
児童養護施設	児童指導員	A0018	
	保育士	A0019	
	職業指導員	A0020	
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員	A0021	
	保育士	A0022	
	児童発達支援管理責任者	A0023	
	職業指導員	A0024	
	心理的指導担当職員	A0025	
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	A0026	
	保育士	A0027	
児童相談所	児童福祉司	A0028	
	受付相談員	A0029	
	相談員	A0030	
	電話相談員	A0031	
	児童心理司	A0032	
	児童指導員	A0033	
	保育士	A0034	
母子生活支援施設	母子支援員	A0035	
	少年を指導する職員	A0036	
障害児相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	A0037	
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	A0038	
	児童生活支援員	A0039	
	職業指導員	A0040	
児童家庭支援センター	職員	A0041	

○ 地域保健法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
保健所	精神保健福祉相談員	A0042
	社会福祉士	A0043
	精神科ソーシャルワーカー	A0044
	心理判定員	A0045
	保健師	A0046
	看護師	A0047
	臨床心理技術者	A0048
市町村保健センター	精神保健福祉相談員	A0049
	社会福祉士	A0050
	精神科ソーシャルワーカー	A0051
	心理判定員	A0052
	保健師	A0053
	看護師	A0054
	臨床心理技術者	A0055

○ 医療法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	A0056
	医療ソーシャルワーカー	A0057
	看護師	A0058
	臨床心理技術者	A0059
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	A0060
	医療ソーシャルワーカー	A0061
	看護師	A0062
	臨床心理技術者	A0063

○ 生活保護法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
救護施設	生活指導員	A0064
更生施設	生活指導員	A0065

○ 地方自治体

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	A0066
	社会福祉士	A0067
	精神科ソーシャルワーカー	A0068
	心理判定員	A0069
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	A0070
	社会福祉士	A0071
	精神科ソーシャルワーカー	A0072
	心理判定員	A0073
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	A0074
	社会福祉士	A0075
	精神科ソーシャルワーカー	A0076
	心理判定員	A0077

○ 社会福祉法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
福祉事務所	査察指導員	A0078
	身体障害者福祉司	A0079
	知的障害者福祉司	A0080
	老人福祉指導主事	A0081
	現業員	A0082
	家庭児童福祉主事	A0083
	家庭相談員	A0084
	面接員に担当する職員	A0085
	婦人相談員	A0086
	母子・父子自立支援員	A0087
	母子・父子自立支援プログラム策定員	A0088
	就業支援専門員	A0089
市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	A0090

○ 知的障害者福祉法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	A0091
	心理判定員	A0092
	職能判定員	A0093
	ケース・ワーカー	A0094

○ 法務省設置法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
保護観察所	社会復帰調整官	A0095
	保護観察官	A0096

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	A0097
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	A0098
	職場適応援助者	A0099
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	A0100
	就業支援担当者	A0101
	生活支援担当職員	A0102

○ 更生保護事業法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
更生保護施設	補導主任	A0103
	補導員	A0104
	補導に当たる職員	A0105
	福祉職員	A0106
	薬物専門職員	A0107

○ 発達障害者支援法

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	A0108
	就労支援を担当する職員	A0109

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

施設(事業)等種類	職 種	コード番号	
障害福祉サービス事業	生活介護	生活支援員	A0110
		サービス管理責任者	A0111
	自立訓練	生活支援員	A0112
		サービス管理責任者	A0113
	就労移行支援	生活支援員	A0114
		就労支援員	A0115
		サービス管理責任者	A0116
	就労継続支援	生活支援員	A0117
		サービス管理責任者	A0118
	就労定着支援	就労定着支援員	A0119
		サービス管理責任者	A0120
	自立生活援助	地域生活支援員	A0121
		サービス管理責任者	A0122
	短期入所	相談援助業務に従事する職員	A0123
重度障害者等包括支援	相談援助業務に従事する職員	A0124	
共同生活援助(共同生活介護であった期間を含む)	相談援助業務に従事する職員	A0125	
一般相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員	A0126	
特定相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員	A0127	
障害者支援施設	生活支援員	A0128	
	就労支援員	A0129	
	サービス管理責任者	A0130	
地域活動支援センター	指導員	A0131	
福祉ホーム	管理人	A0132	

○ 改正前の法律

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	A0133
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	A0134
	管理人	A0135
知的障害者援護施設	生活支援員	A0136
	生活指導員	A0137
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	A0138

○ 指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設

施設(事業)等種類	職 種	コード番号
精神障害者地域生活支援センター	精神障害者社会復帰指導員	A0139
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	地域体制整備コーディネーター	A0140
	地域移行推進員	A0141
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	スクールソーシャルワーカー	A0142
ホームレス自立支援事業を行なう施設	生活相談指導員	A0143